


令和2年度 秋田市空き家定住推進事業

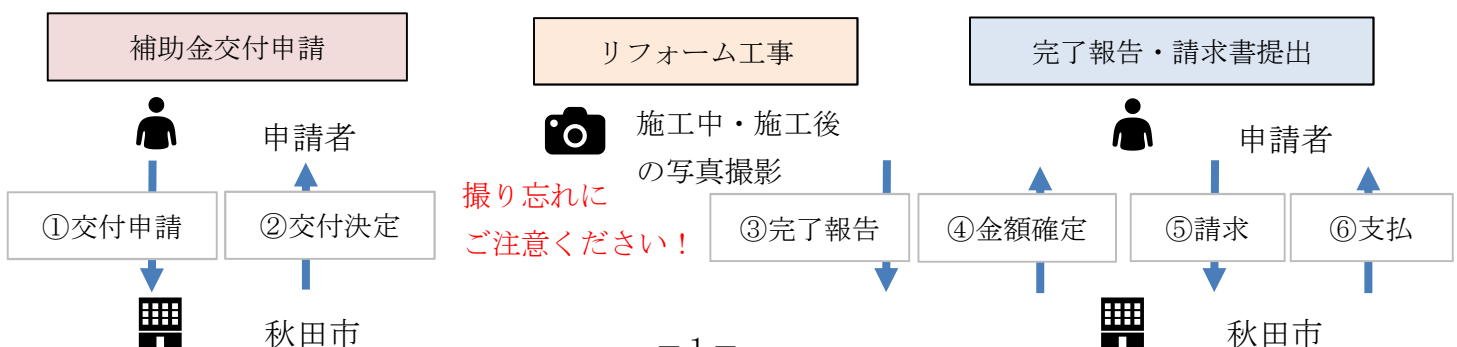
空き家を購入・賃貸借する際の増改築やリフォーム工事に対して補助します！

1 制度概要

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等を購入、賃借し市外から移住(※1)するためにリフォーム等(※2)を行う方 ・ 空き家等を市外から移住する方に賃貸するため、リフォーム等を行う空き家の所有者 ・ 中活区域内等(※3)の空き家等を購入又は賃借し、居住するためにリフォーム等を行う市内在住者 ・ 中活区域内等の空き家等を、市内在住者に賃貸するためリフォーム等を行う所有者（東日本大震災に起因して避難し、現に市内に居住している方も利用できます。） <p>※1 市外から移住：市外に1年以上居住し、これから市内へ転入、又は平成30年度以降に市内へ転入した方</p> <p>※2 リフォーム等：増改築やリフォーム工事等</p> <p>※3 中活区域内等：秋田市中心市街地活性化基本計画区域内および秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内</p>
補助対象住宅	<p>①空き家バンク登録物件、もしくは宅建業者の仲介により取引された戸建ての物件</p> <p>②建築から10年以上経過していること。</p> <p>③申請する日から起算して1年前の日までの間に所有者と売買契約もしくは賃貸借契約が成立、又は同意が得られている空き家等であること。</p> <p>④秋田市同居・近居推進事業補助金を受けていないもの</p> <p>⑤過去に空き家定住推進事業補助金を受けていないもの</p>
補助対象工事等	<p>①空き家等に定住するために必要な本体工事</p> <p>②秋田市内に本店、支店および営業所等を有する建設業者等が施工する工事</p> <p>③令和2年度内に完了する工事であり、年度内に補助対象住宅へ居住すること。</p> <p>【対象とならない工事】 敷地造成、門、塀その他の外構工事、物置、車庫等の附属設備の修繕、設置工事、その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事等</p>
補助額	<p>補助対象工事費の2分の1の額と上限額のうち、いずれか低い金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等の購入による移住者 上限額100万円 ・ 空き家等の賃貸借による移住者 上限額30万円 ・ 中活区域内等の空き家等を購入した市内在住者 上限額50万円 ・ 中活区域内等の空き家等を賃貸借した市内在住者 上限額20万円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定を受けてから3年以上対象住宅へ居住することが条件です。 ・ この事業の補助を受けられるのは、事業年度又は補助金額に係わらず一つの住宅について、1回限りです。 ・ 空き家等購入の場合は、秋田市住宅リフォーム支援事業も併用できます。

受付期間	<p>令和2年4月1日～令和2年12月1日（土日祝日を除く）</p> <p>※予算に達した場合、申請受付を終了する場合がありますのでご注意ください。</p>
受付窓口	<p>秋田市都市整備部住宅整備課 住宅企画担当</p> <p>〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階</p> <p>電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771</p> <p>※郵送では受付しませんので、直接お越しください。</p> 

2 申請から交付までの流れ



3 申請時に必要な書類

1	空き家定住推進事業補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
2	誓約書兼同意書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
3	売買契約書又は賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
4	重要事項説明書の写し	<input type="checkbox"/>
5	転入前又は転居前の住所を確認することができる住民票又は戸籍の附票	<input type="checkbox"/>
6	賃借人の転入前又は転居前の住所を確認することができる書類（賃貸するために所有者がリフォーム等を行う場合）	<input type="checkbox"/>
7	工事請負契約書又は請書の写し（契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期、日付等が記載され、収入印紙を貼っているもの）	<input type="checkbox"/>
8	工事内訳明細書又は見積書の写し（数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。）	<input type="checkbox"/>
9	工事着手前の写真（住宅の外観全景写真および工事部分について、施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。工事内容などコメントを記載してください。）	<input type="checkbox"/>
10	建築基準法による確認が必要な場合は、確認済証の写しおよび図面	<input type="checkbox"/>
11	建物の登記事項証明書（賃貸するために所有者がリフォーム等を行う場合）	<input type="checkbox"/>
12	本市市税に滞納がないこと証する納税証明書（完納証明書）※市内在住者に限る。	<input type="checkbox"/>
13	東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類	<input type="checkbox"/>
14	上記のほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

4 完了時に必要な書類

1	空き家定住推進事業完了実績報告書（様式第7号）	<input type="checkbox"/>
2	補助対象工事に要した経費の領収書の写し（宛名、金額、但し書き、日付、発行者が記載され、収入印紙を貼ってあるもの）	<input type="checkbox"/>
3	世帯全員の転入後又は転居後の住民票	<input type="checkbox"/>
4	賃借人が補助対象住宅に居住したことが分かる書類（賃貸するために所有者がリフォーム等を行う場合）	<input type="checkbox"/>
5	補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中および施工後の写真（施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。）	<input type="checkbox"/>
6	確認済証の交付を受けた場合は、検査済証の写し	<input type="checkbox"/>
7	建物の登記事項証明書（賃貸するために所有者がリフォーム等を行う場合を除く）	<input type="checkbox"/>
8	上記のほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

5 その他の補助

住宅リフォーム支援事業	50万円以上のリフォーム工事を行った市民の方に5万円を補助します（秋田市内に本店がある業者が施工した工事に限る）。
子育て世帯移住促進事業	秋田市へ移住する子育て世帯に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居にかかる費用を補助します。
【フラット35】 子育て支援型・地域活性化型	空き家定住推進事業、多世帯同居・近居推進事業、子育て世帯移住促進事業の補助を受ける方が【フラット35】を利用した場合、当初5年間の金利を年0.25%引き下げます。